

届出期間の延長に関すること

R2.4.17現在

支援制度名	対象者	内容	担当課・問い合わせ先	備考
転入・転居・世帯変更などの届出	転入・転居・世帯変更などの届出者	事由が生じた日から14日以内に行わなければならないませんが、当分の間は「正当な理由」があったものとみなされ、14日を過ぎても通常の場合と同様に手続きができます。 ただし、届出が遅れる場合各種行政サービス（児童手当・学校・幼稚園・健康保険・介護保険・福祉サービス等）を受ける方は影響がある場合がありますのであらかじめ担当課へご確認ください。	市民課 市民係 電話番号 22-3561	